

唐・河陽三城節度使考(二・完)

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2341017>

出版情報 : 史淵. 17, pp.1-24, 1937-12-05. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :



唐・河陽三城節度使考（二・完）

日 野 開 三 郎

目 次

一、序 言

二、河陽三城節度使の沿革

I 河陽三城節度使の置廢

II 河陽三城節度使の巡屬（以上十四輯）

三、河陽三城節度使と隣接諸鎮との關係

I 河陽三城鎮退使の重要化と隣藩との關係

II 河陽の節度使昇格と隣藩との關係

III 昇格當時に於ける河陽三城節度使の巡屬變更と隣近諸藩との關係

III 貞元元年より十二年に至る河陽の都團練使への降格と隣藩との關係

V 元和九年より十三年に至る河陽の汝州増領と隣藩との關係

VI 會昌四年以後に於ける河陽の澤州増領と隣藩との關係

四、河陽三城節度使の沿革を通じて見たる唐朝の藩鎮統御策（以上本輯）

三 河陽三城節度使と隣接諸鎮との關係

第一、第二兩章に於いて詳論せし如く河陽三城節度使は鎮退使よりの昇格、都團練使への降格、屢次の巡屬變更等があり、その沿革は頗る複雑な推移を示してゐるが、此の推移の複雑性は主として隣接諸鎮との關係に由因せるものである。されば河陽鎮の研究は此の點を忽にしては完全を期し難い。因つて本章では河陽の沿革を隣接諸鎮との關係に於いて再考察することとする。

河陽に隣接せる藩鎮は、時に變更があつたが、東北に魏博、東南に鄭滑、西南に東都畿、北に澤潞を控へ、此の四鎮に取圍まれてゐる時代が最も長かつた。従つて河陽が此等の諸鎮と最も密接なる關係を有してゐたことは論を俟たぬが、尙此等の外に此等諸鎮を隔ててその隣境に位する藩鎮とも相關關係を有し、それ等諸鎮の動向が河陽の沿革に影響を與へし場合もあつた。

元來河陽の鎮軍は安史の賊の流れを汲む河朔三鎮、特に魏博節度使の南下に備へ、東都洛陽を防衛すると共に東南漕運路の要衝を確保せんが爲に置かれたものである、従つて河陽が特に密接なる關係を有したのは魏博と東南漕運路に沿ふ近傍の諸鎮とであつた。

I 河陽三城鎮邊使の重要化と隣藩との關係

河陽三城鎮邊使が大歷十年の頃より重要視せられるに至つたことは已に述べし如くであるが、此の河陽の重要化は主として魏博節度使の反唐的活動に由るものである。魏博節度使は代宗の廣德元年閏正月癸亥、史朝義の降將田承嗣を舊領安堵して魏（治州）博・德・滄・瀛五州都防禦使に封じ、次いで六月、節度使に昇格したるに創まる。承嗣は盛に軍擴を行ひ、猛訓練を施して多數の強兵を擁し、又周圍の強藩と結托して朝命に拮抗し、漸次獨立的態勢を整へ、大歷八年正月、昭義軍節度使薛嵩薨するやその領土の併合を企てるに至つた。嵩も亦史朝義の降將で承嗣の都防禦使任命と同時に舊領をそのまま相（治州）衛・邢・洺・磁・貝六州の節度使たることを承認せられ、昭義軍の軍號を與へられたものである。承嗣は右諸州の併合手段として先づ利を以て昭義の將士を誘ひ内外相應じて攻取するの策に出でた。此の工作は大歷十年に至つて効果を著はし、正月丁酉、昭義軍兵馬使裴志清なる者、主帥薛嵩を逐ふて承嗣に歸し、機を見た承嗣は更は更に洺州を攻取つた。朝廷では内臣魏知古を派してその不法を嚴禁したるも承嗣は更に意とせず、翌二月には衛州刺史薛雄に歸降を勧め應ぜざるや刺客を以て一族を屠り、又磁州をも攻掠して都合相・衛・洺・磁の四州を占領した。夫の河陽三城使常休明が部下亂兵に逐はれたのは此の承嗣の昭義攻略の最中たる大歷十年二月のことである、此の常休明逐出騷動の原因に就いては資治通鑑卷二五唐紀四同年同月の條に

河陽三城使常休明。苛酷少恩。其軍士防秋者歸。休明出城勞之。防秋兵與城內兵合謀攻之。休明奔東都。軍士奉兵馬使王惟恭爲帥。大掠數日乃定。

とあり、その他の諸書も右と同じく何れも罪を常休明の苛酷少恩に歸してゐるが、筆者の見解を以てすれば此は寧ろ田承嗣の河陽攪亂の裏面工作が最大の原因であつたと思はれる。此のことは先に述べし昭義の裴志清誘惑や後述する汴宋の李靈曜煽動等に見られる彼の手口より推して容易に推察し得る、而して承嗣が昭義攻取に際して同時に河陽の攪亂をはかつた所以は、彼の相衛諸州攻略が當然朝廷の制咎を受く可きを以て先づ官軍の河北進出の據點たる河陽を混亂せしめ機先を制して官軍の出鼻を挫かんとするに在つたものと解せられる。魏博討伐の官軍が發せられたのは大歷十年四月で、その時には承嗣は已に四州を收め彼の目的は略々達せられてゐたのであるから、彼の河陽攪亂は唐室に取つては少からぬ打撃であり、魏博に取つては策戰正に功を奏したものと云ふ可きである。

かくして四州を占領せる承嗣もやがて討手の官軍に取圍まれ、河東・成德・幽州・淄青・淮西・永平・汴宋・澤潞及び河陽等の諸鎮と戦ひ、初めは互に勝敗ありしも魏博の勢力次第に屈し、一方官軍も亦財政困難となりたるを以て翌十一年二月和議成り、承嗣の罪はその入朝を條件に一切赦されることとなり、結局四州の領有は認められた。然し此の戦に德・滄・瀛の三州を喪ひ、大曆七年魏州を割いて創置せる澶州を合して都合魏・博・相・衛・洺・貝・澶の七州を領することとなつた。尙右の中洺州は德宗の建中三年、澤潞に奪はれた爲六州となり、此の六州は唐末迄魏博の巡屬として動かなかつた。

かく河陽の東隣に位せる衛・相等の州は昭義より魏博の手に移り、従つて河陽は大暦十年以後その東隣に從來の昭義に代つて魏博節度使を控へることとなつた。此の魏博は河朔三鎮中、従つて天下全藩鎮中最も反唐的行動を逞くした強藩であつた。されば相・衛諸州の魏博移管と共に河陽の東境漸く多事となつた。

大暦十一年二月、その身親しく入朝す可き約束を條件に唐室に和を請へる田承嗣は官軍退去すると見るや、前約を履行せざるのみか、竊に汴宋の都虞候軍規を取縮る將校李靈曜を煽動し、同年五月その主帥田神玉の死に乗じて亂を作さしめ、此を援けて汴宋の主帥に擁立し、己の羽翼として共に唐室に對立せしめた。此の亂に就いて注意せられるのは資治通鑑卷二五唐紀一四同年三月戊子の條に

河陽軍亂。逐監軍冉庭蘭出城。大掠三日。庭蘭成備而入。誅亂者數十人乃定。

とあつて靈曜の旗擧げに先つこと二箇月前に河陽の軍兵が亂をなしてゐることである。此の亂も亦田承嗣の裏面工作に由りしものなる可きは彼の手口より推して容易に察せられる。李靈曜の亂は淮西・永平・淄青・河陽等の共力により同年十月平定するを得たが、かかる魏博の活潑なる反唐的活躍はその策動の正面に當れる河陽の重要性を加へると共にその鎮制の困難も益々加へられて來たのである、一世の梟雄田承嗣は大暦十四年二月に薨じたが、その姪田悅自ら後を嗣ぎ一族を率ゐて依然反唐的態度を改めなかつた。されば河陽の主將には魏博の活躍開始期たる大暦十年の頃より魏博の壓迫策動によく堪え得る人物が要求せられることとなつた、大暦十年より建中二年（即ち節度使昇格の年）に至る河陽の主帥を見るにそれは馬

燧・李芑の兩人であり、此の兩者を史傳によつて調査するに共に唐代名將の列に入る可き人物であつた。殊に前者はその氣慨と戰略的手腕とに於いて當代第一流の人士であり、後者も亦舊唐書^{卷一}李芑傳に

德宗嗣位、授檢校太常少卿兼御史中丞・河陽三城鎮遏使。撫勞備至。資稟膳者必先甲士。云云。

とある如く士卒の綏撫に頗る苦心し魏博の策動に餘地なきを期してゐるのである、要するに大曆十年の頃より河陽の重視せられたのは魏博の反唐的活動に由るものである。

Ⅱ 河陽の節度使昇格と隣藩との關係

上述の如く大曆十年の頃より活潑となれる魏博の反唐的活動に因つて著しく重要性を増大せる河陽三城鎮遏使は、德宗の建中二年正月に至り遂に節度使に昇格せられ、懷・鄭・汝・陝・衛・河陽三城の五州五縣を管領することとなつたが（二章一項参照）此の節度使昇格も亦河朔三鎮、特に魏博節度使の動向に由來してゐるのである、以下此の點に就いて考説する。

代宗に次いで德宗立つや帝は藩鎮抑壓を以て施政の根本方針とし、建中元年二月、早くも魏博節度使田悅に命じその兵數七萬中より四萬を減ぜしめんとし、魏博の憤懣を買ふと共に天下諸方鎮に一大衝擊を與へた。會々翌二年正月成德軍節度使（所謂河朔三鎮の一、恒冀又は鎮冀節度使の軍號。治州たる恒州の外に趙・深・定・易・冀・滄等の諸州を領す）李寶臣薨じ、その子李惟岳父の後を襲いで自ら節度使たらんとしその發令を請求し來りたるを、德宗は、河朔三鎮抑壓の好機なりとして許さざりし爲、成德も亦德宗

を怨むこととなつた。此より先代宗時代に成徳の李寶臣、魏博の田承嗣、平盧（淄青の軍號、淄・青・密・登・萊・沂・海・齊・德・棣・徐・鄆・曹・濮・兗の十五州を領す）の李正巳、襄陽（一名山南東道、襄・鄧・均・房・復・郢六州を領す）の梁崇義等相結んで、その領土世襲に就いて相互に援助す可き約束を交して居り、田承嗣の歿後田悅が自立するに際しては成徳の李寶臣の斡旋が與つて力があつた、されば悦は此の誼に報ず可く惟岳の世襲に就いて朝廷に斡旋これつとめ頗る盡力した。然し德宗は斷呼之を抑へたので、先に管内の兵員減少を命ぜられ今又その奏請を峻拒せられた悦は大いに憤り、平盧の李正巳と共に惟岳に叛を勧め、同年五月、遂に悦・正巳・惟岳の聯合舉兵となつた。襄陽の梁崇義も此に應じ運河の要衝たる渦口・甬橋（埤橋とも書す）を阻んで東南漕運路を遮斷した。越えて八月、李正巳薨じその子李納世襲しその正式任命を奏請したが德宗は此をも抑へて許さなかつた。時に淮西節度使（當時蔡・申・光・壽・安・許・唐等を領す、但し此の巡屬は屢々變更あり）李希烈は剛勇を以て聞え、豫て勢力擴張の野心を抱いて居たが襄陽討伐の朝命を受けるや好機到れりとして忽ち梁崇義の兵を擊破し崇義を追窮して之を自殺せしめた。李希烈はそのまま襄陽を併さんと欲したが德宗は此を抑へ、別に晉絳觀察使李承を移して襄陽を接收せしめた、李希烈は不満であつたが李承の手腕はよく希烈を抑へて襄陽を唐室に確保した。崇義の滅亡に次ぎ平盧管下の徐・密等の諸州も相次いで投降し李納の勢力大に蹙まり、更に翌三年正月には李惟岳の臣王武俊なる者、惟岳を擒へて官軍に降り、魏博も攻圍軍に壓迫せられ、此所に諸叛鎮も略々平定せられんとするに至つた。

かく德宗の河朔諸鎮及び此と聯結せる諸兇鎮の征伐は一時殆んど成功に近づいたのであるが、此の征伐の端緒をなせしものは成德軍節度使李寶臣の薨去であり、而してその時期は建中二年正月、即ち河陽が節度使に昇格せられし時期と正に合致するのである。而して此の合致は單に偶然として看過す可きでなく德宗が河朔討伐の用意として官軍進撃の據點にして河朔軍（特に魏博）西進防遏の要衝たる河陽の陣營を強化せんとする確然たる目的の下にその昇格を行ひ、さればこそ兩者の時期一致を見たものと解す可きである、尙成德軍討伐を端緒とする交戦に於いて取急ぎ河陽を昇格して魏博への備へを固めたのは、上述の如く成德・魏博間に前代以來の因縁があり、更に資治通鑑卷二九唐紀三永泰元年七月壬辰の條に

上略。時成德節度使李寶臣・魏博節度使田承嗣・相衛節度使蔣高・盧龍節度使李懷仙、收安史餘黨。各

擁勁卒數萬治兵完城。自署文武將吏不供貢賦。與山南東道節度使梁崇義及正已平盧李正己李正己皆結爲昏姻。互

相表裏、朝廷事事姑息。不能復制、雖名藩臣羈縻而已。

とあり、同書卷二五唐紀一大曆十二年末の條に

平盧節度使李正己先有淄・青・齊・海・登・萊・沂・密・德・棣。及李靈曜之亂。諸道合兵攻之。所得之地各爲已有。正己又得曹・濮・徐・兗・鄆五州。因自青州徙治鄆州。使其子前淄州刺史納守青州。

正己用刑嚴峻。所在不敢偶語。然法令齊一。賦均而輕、擁兵十萬。雄據東方。鄰藩皆畏之。是時田承嗣據魏・博・相・衛・洺・貝・澶七州。李寶臣據恒・易・趙・定・深・冀・滄七州。各擁衆五萬。梁崇義據襄・鄧・均・房・復・鄧六州。有衆二萬。相與根據蟠結。雖奉事朝廷而不用其法令。官爵甲兵

租賦刑殺皆自專之。上寬仁。一聽其所爲。朝廷或完一城增一兵。輒有怨言。以爲猜貳。常爲之罷役。

而自於境內築壘繕兵無虛日。以是雖在中國名藩臣而實如蠻貊異域焉。

とある如く代宗以來魏博・成德・幽州（河朔三鎮の一、盧龍軍と號す、幽・莫・嬀・檀・平・蘊等十州前後を領す、巡屬屢々變更あり）の所謂河朔三鎮、平盧・襄陽等は互に蟠結して反唐陣を張つてゐたので、成德討伐に際し此等諸鎮、わけても魏博が成德に味方して共同の戰陣を張る可きことが事前より豫測せられてゐた爲である。

Ⅲ 昇格當時に於ける河陽三城節度使の巡屬變更と隣近諸藩との關係

河陽の節度使昇格當時の領域は已に論じた如く懷・鄭・汝・陝・衛の五州と河陽三城の五縣とであつた。但し此の中衛州は事實上魏博の領土であり、此を河陽の所有名義に移したのは河陽をして自力を以て攻取せしめんとする意に出たものであるが、此は不成功に終り、衛州は實際には河陽の有とはならなかつた。（尤もその守將が力屈して一時偽り降つたことはあつたが直ちに又叛き去つた）又鄭州も河陽の巡屬たること纔かに旬日にして永平軍節度使に移された。當時の永平軍節度使は汴州に治し河南の要地を鎮め河朔軍の黄河を越えて滑州方面に南下するを抑へてゐたもので、此の滑州に西隣して同じく、黄河の南岸に在る鄭州は、その位置よりして、河朔軍の西進を制壓する河陽よりもその南進に備ふる永平の巡屬に置くを順當としてゐた。鄭州が、河陽の巡屬たること旬日にして永平に移されたのは右の如き事情に由るも

の思はれる。

次に汝州と陝州との巡屬離脱であるが、此は鄭州の場合と稍々異り、主として淮西の李希烈の叛に由來せるものである。

即位後全力を盡して藩鎮の抑壓に精進せる德宗は先述の如く梁崇義を亡し、平盧、魏博、成德を抑へて一時は成功を収めるかに見えたが、帝はその理想達現に急なる餘り、征戰將士の行賞に於いても彼等が新軍閥として跋扈するに至らんことを慮り常に猜疑の目を向けた爲却つて武將の反感を買ひ、幽州の朱滔先づ叛いて魏博に通じ、次いで成德も此に應じた、一方唐朝は打續く征戰に財政の窮迫漸く甚しきを加へ遂に借商錢を括して人民の怨を買ひ、官軍の士氣衰へ形勢日に惡化した。かくて勢を得た賊軍は、相謀つて王と稱し（幽州の朱滔は冀王、魏博の由悅は魏王、成德の王武俊は趙王、平盧の李納は齊王）各、獨立を宣明した。此の形勢を觀望せる淮西の李希烈は豫て抱ける野心を達成す可き好機到れりとなし、自ら天下都元帥、建興王と稱し、河朔に呼應して兵を擧げ、建中四年四月、汝州を掠して東都洛陽を脅かした。此所に於いて德宗は關内の軍を續々關東に移して賊に當らしめ、更に、財政の急を救ふ可く同年五月有名な間架、除陌錢を課し、愈々人心を離叛せしめ事態を惡化せしめた。

翻つて問題の陝、汝兩州の位置を見るに大體東都と李希烈の領土との中間に位し、兩州の地域は帶狀を以て東都防衛の外廊をなしてゐる。従つて李希烈の北上に備へる爲には此の方面に強力なる兵團を配置しなければならぬ。東畿、汝州節度使及び陝虢節度使が設置せられ、陝、汝兩州が河陽より兩藩に移管せら

れたのは實に右の如き事情に由るものと思はれる。東畿・汝州節度使及び陝虢節度使（初めは都防禦使）設置の時期が建中四年の初め、即ち李希烈が叛志を明かにして汝州を攻掠し東都を脅かせし時期と正に一致してゐるのは上述の如き陝・汝兩州の河陽分離に對する本稿の見解の妥當なるを立證するものである。

Ⅲ 貞元元年より十二年に至る河陽の都團練使への降格と隣藩との關係

河陽節度使は貞元元年都團練使に降され、同十二年再び節度使に昇された。此の十二年間の降格と隣藩との關係を考察して見る。

先項に述べし如く德宗は藩鎮の抑壓を焦つて却つて事態を惡化せしめ、間架・除陌錢を課して人心を失つたのであるが、戰亂擴大の結果討伐軍に不足を生じ賊軍四周の藩兵はもとより吐蕃の防備に當れる關内の軍をも關東に送り、更に黔中・劍南・嶺南等の諸藩に至る迄全天下の兵を動員し、毎月費す所は百三十萬貫の巨額に達した。かくて戰亂の禍害と重斂とは益々甚しく人心を極度に動搖せしめた。果然、建中四年十月、關東に赴く涇原節度使管下の兵五千、京師を通過せんとする際遽に亂を作し、朱泚を擁して長安を占據し、德宗は狼狽して奉天縣に蒙塵し、次いで興元府に落ち延びた。朱泚は叛將朱滔（幽州）の兄で大曆七年十月以來幽州盧龍軍節度使となり、朝廷に對して頗る恭順、自ら進んで防秋兵を率ゐて關内に駐し、大曆十二年には隴右節度使を兼任し、久しく外地に在るを以て弟の滔を幽州留後として留務を委任

し専ら吐蕃の防衛に盡してゐたのが、滔の叛逆により建中三年四月京師に召還され、爾來謹慎蟄居してゐた者である。朱泚は翌興元元年正月、國號を漢と稱し天皇と改元し自ら漢元天皇と稱した。長安を奪はれた唐室は愈々不利の立場となるを以て止なく田悅・李納・王武俊等を赦し、長年の戦に疲勞せる彼等も亦王號を撤して謝意を表明した。然るに獨り朱滔は同紇を引いて河北を荒掠し飽く迄叛抗を續け、淮西の李希烈亦隨所に官軍を破り勢に乗じて帝位に即き、國號を大楚、元を武成と號した。又その治所汴州（當時汴州に治を置いてゐた）を大梁府と改め、領内を四鎮に分つて節度使を封じた。同年二月、朱泚征討に従へる唐の宿將、河中節度使李懷光、却つて朱泚に通じて叛し、叛亂益々擴大して何時果つ可しとも思はれなかつた。然るに同年五月、朱滔河北に敗れ、此が賊軍敗滅の端緒となり、次いで朱泚も敗走して長安の恢復成り、更に翌六月には朱泚敗死し、越えて貞元元年六月朱滔病死し、その後を襲ふて幽州盧龍軍の實權を握りし劉沔は唐に歸順して節度使に任ぜられ幽州も亦平定した。同年八月には懷光も亦屈して自殺し、賊の元兇相次いで殲れた爲官軍再び振ふに至つた。此所に於いて孤立に陥れる淮西の李希烈亦勢蹙まり、貞元二年三月病を得、翌四月その部下陳仙奇に毒殺され、仙奇は唐に降つて淮西も亦平定した。但し仙奇は同年七月賊の淮西兵馬使吳少誠に殺され、少誠が代つて淮西の節度使となり、唐の承認を受けて蔡（治州）光、申三州を領することとなつた。

かくて漸く戦亂の終熄を得たるも、自らは奉天、興元と轉々蒙塵するの憂目を見、社稷を一時危殆に陥れた德宗は、亂後從來の方針を一擲し、務めて藩鎮の意を迎へ彼等の欲望に對し最大限度の讓歩を示して

苟安を得んとする姑息の方針を取るに至つた。貞元元年、河陽を節度より都團練に降したのもかかる徳宗の姑息方針の表れと解せられる。即ち唐室は此の降格により河朔に對して何ら他意無きを示さんとしたものと思はれるのである。資治通鑑^{卷二}唐紀^四一大曆十二年末の條に。

^上略朝廷或完一城增一兵。輒有怨言。以爲猜疑。常爲之寵役。云云。

とある如く河朔三鎮等は朝廷の軍政に深く留意し苟くも兵備を強化せんとすれば忽ち我等を猜疑する也と怨んだのであるから、兵備強化の逆を行く節度使の都團使降格が彼等に對する朝廷の誠意を示すゼスチュアたる意味を有つてゐたことは充分肯けるのである。殊にその降格の時期が貞元元年、即ち三鎮歸順の時と略々合致してゐる事實を思ひ合す時益々その然るを覺えるのである。

次に貞元十二年の節度使への再昇格であるが、此は主として淮西の動搖に由來するものである。

先に陳仙奇を殺して蔡、申、光三州節度使となれる吳少誠はその後次第に勢力を培養し、資治通鑑^{卷二}唐紀^五貞元十三年冬十一月の條に

淮西節度使吳少誠擅開刀溝入汝。上遣中使諭止之。不從命。云云。

とある如く貞元十三年の頃には已に判然と朝命抗拒の態度を示したのである。此所に於いて河朔三鎮防衛と共に東南漕運路確保の使命をも有する河陽の兵備は再び強化の必要が痛感せられた譯である。河陽の都團練より節度への復歸は右の如き事情に由るものと解せられる。

吳少誠は同十五年八月、遂に叛して四隣に兵を出し攻掠や擅にするに至つた。此所に至つては姑息主義

の徳宗も已を得ず出兵して討伐をはかつた。然し氣力なき帝の出兵が効をあける筈もなく、官軍到る所に敗績したので、同十六年冬十月、吳少誠の一切の罪を赦して問はざることを條件に漸く賊の鋒を收めしめた。此の討伐戦に於いては、資治通鑑^{卷二}唐紀^五一貞元十六年正月の條に

恒冀・易定・陳許・河陽四軍。與吳少誠戰皆不利。云云。

とある如く河陽等が中心となつて働いたのである。されば此の事實よりするも先の都團練より節度への復歸が淮西に備へる爲のものなりしことは容易に首肯せられるであらう。

Ⅴ 元和九年より十三年に至る河陽の汝州増領と隣藩との關係

河陽節度使は元和九年八月より同十三年六月に至る迄汝州を増領し、且つ治所を此所に徙して居た。此の汝州増領及び徙治も亦主として淮西節度使との關係に由る。

元和九年閏七月、淮西節度使吳少陽薨するや、その子吳元濟は喪を秘すること四十日、自ら藩務を領し總ての手筈を整へて時の皇帝憲宗に世襲の許可を願出た。豫てより藩鎮の抑壓を策し、然も即位以來已に夏綏銀の楊惠琳、西川の劉闢、鎮海の李錡、昭義の盧從史等を相次いで平定し大いに藩鎮抑壓の功を收めつつあつた憲宗は元濟の願を却け、同年十月討伐の師を興した。翌十年、元濟は援を平盧の李師道、成徳の王承宗に求め、兩者亦此に應じて朝廷に收師を強請し、許されざるや兵を發して四隣を掠め、特に李師道は盛に刺客を放つて官倉を焚き、東都を擾亂し、更に宰相武元衡を暗殺する等、頻りに後方擾亂を企て、

此が効を奏して廷臣間の意見も次第に收師に傾き正に目的を達せんとしたが、憲宗は頑として討伐續行の方針を堅持し、成徳に對しては魏博・幽州・振武・義武・橫海・昭義・河東等の諸道をして包圍の態勢を取らしめ、又平盧に對しても西進防遏の師を配し、兩鎮に對しては専ら防勢的態度をとりつつ只管に淮西の討滅をはかつた。憲宗の此の確固不拔の方針に討伐軍の進撃も漸く活潑となり、翌十二年九月、討伐の將李愬なる者、暗黒の夜を利用して孤軍長驅直ちに敵の本據蔡州を衝き、その不意に乗じて元濟を擒獲した。かくて淮西の吳氏は少誠が貞元二年此の地を得てより小陽・元濟と三世三十三年を以て滅亡した。

さて河陽が汝州を増領し且つ此所に徙治したのは上述せる吳元濟の討伐に備へんが爲であつた。即ち汝州は先にも一言した如く淮西と東都との中間に位し東都防衛上の要地となつてゐたので、汝州を河陽に隸せしめ且つ河陽軍を此所に移して東都を防衛せしむると共に官軍進撃の據點としたのである。河陽軍が此所を據點として淮西討伐に活躍したことは、舊唐書卷一烏重胤傳に

上。元和中。中。略。遷懷州刺史兼充河陽三城節度使。會討淮蔡。用重胤壓境。仍割汝州隸河陽。自王師

討淮西三年。重胤與李光顏犄角相應。大小戰以至元濟誅。云云。

とあり、資治通鑑卷二唐紀三六會昌三年四月の條に

黃州刺史杜牧上李德裕書自言。嘗問淮西將董重質以三州之衆四歲不破之由。中。與陳許、河陽相搏。

云云。

とあるに依つて知られる。而して東南漕運路確保の外に河朔防制の重大使命を帯びる河陽軍が河陽の要地

を捨てて汝州に徙り得たのは、資治通鑑卷二 元和九年閏八月の條に

上。及吉甫入相。田弘正以魏博歸附。吉甫以爲。汝州并蔽東都。河陽宿兵本以制魏博。今弘正歸順。

則河陽爲內鎮。不應屯重兵以示猜阻。辛酉。以河陽節度使烏重胤爲汝州刺史充河陽懷汝節度使。徙理汝州。

とある如く此の時會々河陽正面の魏博が歸順し、従つて此所に重兵を置くの必要減じ、寧ろ從來の重兵を撤して魏博の歸順に對する唐室の誠意を披瀝するを得策としてゐた爲である。

次に元和十三年汝州を再び河陽より離し、軍の治所をも河陽に還したのはその前年の九月に頑強なる淮西の吳元濟が滅んで此の方面が再び靜寧に歸したのと、憲宗の藩鎮抑壓が漸く大詰に近づき、平盧及び河朔への手入れが準備され始めた爲である。

VI 會昌四年以後に於ける河陽の澤州増領と隣藩との關係

河陽節度使は會昌四年九月、澤州を増領した。本州は從來昭義節度使の巡屬となつてゐたもので、それが河陽の巡屬に移されたのは主として昭義抑壓の必要に出でたものである。尙河陽節度使は前年の會昌三年孟州を領することとなつてゐるが、孟州は從來本藩の所領たりし河陽縣以下五縣を一州としその州名に附せられたもので、孟州領有はその實本藩の領土に些かの増減も齎してゐないのである。此の點に就いては先に詳論してあるので此所に再説するを避け、専ら澤州増領と昭義との關係のみを考説することとす

る。

先に述べし如く義昭軍はもと相衛節度使に與へられた軍號であるが、初代節度使薛嵩の死後その領土は魏博の侵す所となり、纔かに邢、磁二州となつたので、徳宗の建中元年此を澤潞に合し、昭義軍の治所を潞州に徙し、爾來昭義軍は澤潞節度使の軍號となつた。澤潞昭義軍節度使は合併の翌々建中三年魏博より洺州を奪還し、都合、潞、澤、邢、洺、磁の五州を領することとなつた。(澤潞の領州は屢々變更がありその詳細は悉し難いがその領土の基幹をなしたものは如上の五州であつた。)澤潞昭義軍は先にも一言した如く河朔を側面より控制す可き重要な位置を占め、従つて唐朝もその人選に留意し常に勤王純忠型を配し、爲に時に例外もあつたが概して唐朝に忠順であつた。此のことは資治通鑑^{卷二}會昌三年四月の條にも自安史南下。不甚附隸。建中之後、每奮忠義。是以郾公抱眞能容田悅(魏博)走朱滔(幽州)。常以孤窮寒苦之軍。橫折河朔彊梁之衆。以此證驗人心忠赤。云々。

と論ぜられてゐる、然るに此の光輝ある藩史も會昌三年に至つて覆された。

元和十五年十月、劉悟なる者義成軍より本鎮に移り、在鎮六年にして寶曆元年九月薨するや、時恰も河朔が動搖の最中に在りしと、悟の子從諫が父に勝る俊傑なりしにより、朝廷は一時の便宜に従ひ從諫の世襲を認め、昭義の動搖を防ぎ且つ河朔に當らしめた。從諫よく昭義の使命を自覺し初めは忠義を以て自ら任じてゐたが、父の遺勢と長年の在任(十九年間)中自ら布殖せる勢力とを恃んで漸く驕慢となり、宦官の跋扈に唐室の甚しく紊亂せるを見て此を輕侮し、太和七年の頃より河朔に倣つて世襲を行はんと企て

遂に三鎮に通じて朝廷に對立するに至つた。會昌三年四月その薨去に際しては遂に子の稹を後任主帥とした。然し河朔抑制上に重要な意義を有する昭義の却つて河朔と聯結し自立を意味する世襲を行はんとするが如きは唐朝の存立上許される筈無く、同年五月、朝命を受けたる河陽・河東・成德・河中・義成等周隣の諸藩の圍む所となつた。初めは昭義軍よく戦ひしも翌四年八月官軍が邢・洛・磁三州の攻略に全力を盡し此を陷れるに及んで遽に衰へ、同月、稹の部將郭誼・王協等數名相謀つて稹を斬り出でて官軍に降り全藩盡く平定した。問題の澤州が昭義より河陽に移されたのは此の平定の翌九月のことである。されば澤州の移管が會昌三四年に跨る昭義の叛に由因せるは云はずして明かであらう。而して澤州移管の意義は資治通鑑^{卷二}四七會昌三年九月丙午の條の宰相李德裕の上言中に

俟昭義平日。仍割澤州隸河陽節度。則太行之險不在昭義。而河陽遂爲重鎮。東都無復憂矣。上采其言。云云。

とあるによつて知られる如く、澤州の移管によつて河陽の北に在る太行山脈の天險を河陽の領内に入れ、此れによつて河陽より容易に昭義を衝き得ることとして昭義を抑へ、再び河朔に結ぶが如きことを得ざらしめんとしたのである。

以上本章の所論を要約するに河陽の鎮邊使よりの節度使昇格を初めその複雑なる沿革は盡く隣近諸藩鎮との關係に因由してゐるのである。

四 河陽三城節度使の沿革を通じた見たる唐朝の藩鎮統御策

唐朝が安史の亂以後歷代藩鎮の跋扈に苦しんだことは纔かに東洋史の初歩を學ぶ者にも必ず聞かされる著名の史實であり、その具體的例證は先章所述の中にも少からず見受けられる所である。此の藩鎮の長年にわたる横暴跋扈、叛逆の反覆は此が統禦に當る唐朝をして此に對應する巧妙なる統禦策を種々考案せしめた。そして此の統禦策はそれが頗る難事であつた丈に凡ゆる角度より試みられ、且つ長年の苦しき經驗の中にその施行法も次第に巧妙となつて行つた。此の統禦策の一として實行上困難なりし爲失敗もしたが又成功をも齎したものに藩鎮相互間の勢力均衡により一藩一軍の叛逆防制をはかりし方法があつた。一藩鎮の隣境諸藩に隔絶せる強大化は勢ひその驕豪を招き延いては叛逆となるので、唐朝はつとめてかかる狀勢の出現をさけ、従前已に形成せられたる同狀勢に對しては機會ある毎にその打破をはかつた。而して此の勢力均衡化政策は主として巨鎮の數鎮分割又は巡屬削減を通じて行はれた。先づ分割の例を一二拾つて見よう。

元和十四年二月、平盧軍節度使李師道を誅せし時の善後處置を見るに、資治通鑑卷二唐紀五同年同月の條に

上命楊於陵分李師道地。於陵按圖籍。視土地遠邇。計士馬衆寡。校倉庫虛實。爲三道使之均適。以鄆・曹・濮爲一道。淄・青・齊・登・萊爲一道。兗・海・沂・密爲一道。

とある如くその領土十二州を分つて三藩とし、且つ三藩の勢力を兵・財・地勢等に於いて均適ならしめてゐる、平盧は藩祖李正己が大曆元年就封して以來完全に獨立の一勢力をなし、一時は十五州の廣土を領して四隣を壓し、四世五十四年の間世襲し來つたもので、その後始末は重大問題となり遂に三分せられたのである、此の三分には反對的氣勢を示す者もあつて實施上頗る苦心したが、ともかく此れによつて平盧の故領に再び昔日の如き獨立の大勢力が出現せしむること無きを得、分割の結果隣境諸藩との勢力均衡も保たれて安史亂後始めて此の方面の安寧を得ることとなつた。右は成功の例である。そこで次に失敗の例を見る。

德宗の建中三年正月、成德軍節度使を討平せし際、當時の領土恒・定・易・趙・深・冀・滄等七州の處置を見るに、資治通鑑^{卷二七}唐紀^四三同年二月甲子の條に

以張孝忠爲易・定・滄三州節度使。王武俊爲恒・冀都團練觀察使。康日知爲深・趙都團練觀察使。

とある如く此れ亦三鎮に分割してゐる。但し右分割は人選を誤りたると德宗に大局を識るの明無かりし爲とによつて失敗し、成德の降將にして恒冀都團練使となりし王武俊の再叛逆となり、成德軍の故地には恒・冀・深・趙・德・棣等の諸州を領土とする強力なる成德軍の再生を見、遂に唐末迄河朔三鎮中でも特に兇惡な獨立勢力を維持し續けた。

かく巨鎮分割政策はその實施上に阻害が多く失敗に終る場合もあつたが、愈々分割を成就した曉には強大勢力を完全に抹消し得るので屢々採用せられた。

以上の如き巨鎮分割策は平時此を施行せんとすれば當然その猛烈なる抵抗を受け却つて事態を紛亂に導く恐れあるを以て、多くは叛逆討平等に際して行はれ、従つて此の政策行使の機會は極めて乏しかつた。此に對し一部巡屬の削減移動は、抑壓の效果より云へば分割策の如き徹底を缺く憾が伴はないでは無かつたが、比較的實施に易く、従つて此は屢々適用せられ、各藩鎮の絶えざる盛衰及び唐室に對する向背の變遷に従つて適宜施行せられた。さればその例證も頗る多く一々枚舉に遑なく、概して云へば唐代藩鎮の巡屬移動は多かれ少かれ總ての場合勢力均衡の意味を有してゐたと云ふも過言に非る實狀であつた。本稿の主題たる河陽三城節度使の巡屬變更に於いても此の勢力均衡・巨鎮抑壓の意味を酌取ることが出来るのである。然し河陽の巡屬變更と隣境諸鎮との勢力均衡關係を論究するには前以て此の立場から河陽の位置を考察して置く必要がある。

河陽は魏博と東都との中間に在り、東都を魏博の脅威より防衛し併せて東南運路の安全を確保す可き位置に在る。従つて魏博防禦及び運路保全の立場よりすれば河陽の勢力は出来る丈大なるを可とする。然し河陽の勢力が大となればやがて横暴となり延いては河朔と通じ鉞を倒にして東都を衝くに至る恐がある。従つて東都との關係に於いては河陽の勢力は大ならざるを可とする、されば河陽の實際勢力は此の相反する二條件を調和しその中間的勢力に決定せらる可き立場に在つたのである、されば巡屬の變更による河陽と隣境諸藩との勢力均衡策は右の立場に副ふて行はなければならないかつた譯である。そこで此の事情を念頭にしつつ以下河陽の巡屬變更を検討することとする。

先づ昇格當初の河陽の領域と隣藩との勢力均衡關係を見るに、當時の領域は懷・汝・陝・河陽三城の三州及び五縣(外に衛州ありしも實際には領有せず、又鄭州ありしも僅かに旬日にして永平に移管せられしを以てしばらく考察外におく)、堂々たる雄鎮と云ふ可く、當時德宗の抱ける河朔討伐の方針に副ふ勢力を持ち得た譯である。然し一面より考ふるに懷州及び河陽三城は東都の東に在り、汝・陝兩州の地は東都の南を東西に帶狀に包んでゐるのであるから、一藩鎮にかく東都の二面を委任せるはその防衛に危險を伴ふものと云はねばならぬ。所が此所に此の懸念を一掃する一事がある。それは此の時河陽三城節度使に補せられた路嗣恭が、舊唐書^{卷一}の彼の傳に

^上略。除兵部尙書・東都留守、尋加懷・鄭・汝・陝四州・河陽三城節度使・東都畿觀察使。云云。

とある如く東都の主帥と兼任してゐたことである、かく河陽・東都兩藩の兵が同一人に率ゐられて居れば河陽が東都を脅かす憂は殆んどなかつた譯である、但し彼は在任數箇月で歿し、その後任には節度副使の李元が榮轉した。而して李元は河陽專任であつたから、河陽と東都との關係は再び考慮せらる可きものとなつた。然しやがて建中四年の初め汝・陝共に河陽の巡屬を去り、此の憂は取去られたのである。

次に元和九年の汝州領有を考ふるに、此は已に述べし如く淮西節度使の叛によつて東都に對する南方よりの脅威が大となり運路の扼せらるる恐ありし爲、東都の防衛、運路の確保を使命にもつ河陽を強化せんとしたものであり、同十三年の罷領は淮西叛徒の滅亡によつて東都南方の脅威去り運路も亦安全となつたので、河陽に東都の南面をも委任するの危險を避けたものと思はれる。

次に昭義より河陽への澤州移管に就いて考ふるに、此は昭義節度使が從來力を専らにしてその使命たる河朔側面控制に盡し來つた傳統を一擲して、會昌三年逆に河朔と通じて唐室に叛いた結果、今後此の種の事件再發をさける可く昭義の力を弱めんとし、かくて澤州の河陽移管となつたのである。而して此が河陽に移されたのは河陽が未だ嘗て叛唐的行動をとりたることなくよく河朔の正面防衛に盡力し來つたのと、河陽と澤州との地理的關係によつたのである。

以上を要するに唐の藩鎮統禦策の一として巡屬の變更による藩鎮相互間の勢力均衡策が行はれたが、此の政策は河陽節度使の沿革を通じてよく看取せられるのである。

第十四輯所載「唐・河陽三城節度使考」補訂

本稿發表直後、吳廷燮氏の歷代方鎮年表を入手し多大の啓發を受けた。特に博引傍搜の同書によつて史料上補正せられし點は少くなかつた。その二三を此所に追記して前回の缺を補つておく。

前回に於いて貞元元年節度使より都團練使に下された河陽が貞元十二年再び節度使に昇されたことを述べ、此の昇格は表にのみ見え他書に於いては未だ見受けられずと筆者の寡見を記し、但し右表の記事は信じて誤り無かる可しと論じておいたが、吳廷燮氏は孟縣志を引きその中に載せられた墓誌の記事によつて都團練使の節度使昇格が貞元十二年なることを確證せられてゐる。

次に筆者は表に河陽三城節度使は元和十三年廢せられ、二十五年後の會昌三年に至つて復置せられたと

あるを排し、此の間に於いても河陽三城節度使は嚴然として存したるを論じ、その證據として此の二十五年の間に河陽三城節度使に任ぜられたる者、田布・郭釗・陳楚・楊元卿・溫造・李泳・李執方等を列舉したが、方鎮年表によれば此の二十五年間の節度使氏名は更に多く、元和十三年の令狐楚の就任後會昌三年迄の節度使として魏義通・田布・郭釗・陳楚・崔宏禮・楊元卿・溫造・蕭珙・李泳・李執方・王茂元等をあげ、且つその就任、離任の時期を明かにしてゐる。

以上は方鎮表によつて特に啓發を受けた著例である、方鎮表の詳細を悉した史料も幸ひ本稿の所論を覆す如きものはなかつたが、論據補強上采る可きもの多々あるを知り、その二三を紹介した次第である。